

平成25年2月

お客様各位

小田原第一信用組合

### 中小企業金融円滑化法の期限到来後の取組方針について

平成21年12月4日に施行された「中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律」（以下、「金融円滑化法」といいます。）は、平成25年3月31日で適用期限が終了することとなっておりますが、当組合では同法の期限到来後においても従来通り、柔軟に対応することに何ら変わりなく、貸付条件の変更や円滑な資金供給に努めて参ります。

1. お客様からの新規ご融資や貸付条件の変更等のご相談・お申込に対しては、これまで同様お客様の経営実態や収支状況を的確に把握し、迅速かつ真摯に適切な対応をいたします。
2. お客様との貸付条件の変更等の協議にあたっては、中小企業の特長や事業の状況、事業の改善・再生の可能性等を勘案しながら、経営改善に向けた取り組みを積極的に支援いたします。また、他の金融機関や信用保証協会、中小企業再生支援協議会等の外部機関と十分に連携を図り、ご融資条件の変更等や円滑な資金提供によりお客様への支援を継続して参ります。
3. お客様の抱える問題や課題に対しては、お客様の立場に立ち適切な解決策のご提案ができるよう、コンサルティング機能の発揮に努めます。

なお、お客様の金融円滑化のご相談は、本部または各営業店窓口でお受けしております。

#### 【金融円滑化法等に関するお問合せ】

受付時間：平日 9：00 ～ 15：00 （ただし、当組合の休業日を除く）

本部へのご相談、苦情等受付窓口（お客様相談室）

電話番号 0120-86-0465